



- ・IM では皆様に大変お世話になりました。実行委員会をかれこれ2〜30回位？開催して、その都度私が会計をしておりましたが今回は、手元に残っている金¥22,000をニコニコに入れる事といたします。 飯田敏之君
- ・妻の誕生日プレゼントありがとうございます 伊藤彰彦君
- ・家内の誕生日プレゼントありがとうございます。 瀧脇一啓君
- ・妻の誕生日プレゼント有難うございました。結婚記念のプレゼント有難うございました。 秋谷貴也君

**スマイル累計額 709,890円**

## ■ 会員卓話



**内藤浩光君**

あの原発事故の時、菅総理大臣の命令に従っていたらと思うとゾッとしますね！  
きっと日本の

半分は壊滅していた事と思います  
吉田所長を神として崇めましょう



**植田裕明君**

行政書士は、他の法令等で制限されているものを除く、国や地方自治体などの官公庁に提出する許可や届出

などの行政手続代行や書類作成、また、法令に基づく契約書などの権利義務や事実証明に関する書類作成や相談業務を生業としています。

私も以前は、農地の転用や市街化調整区域における許可関係を主な業務としており、現在もこの業務は続いておりますが、今では、建設業や、産業廃棄物処理業許可関係が主体となっており、たまに、緑ナンバーの一般貨物自動車運送事業、

ごくまれに、お酒の販売の酒販免許などを手がけております。

以下、建設業の許可関係について、お話しを進めたいと思います。建設業にはいくつかの分類があり、主たる営業所がひとつの都道府県内の場合には知事許可、複数の場合は大臣許可となります。

また、一般建設業と特定建設業の違いがあり、特定建設業は、発注者から直接請け負う工事1件につき、5,000万円（建築工事業の場合は8,000万円）以上となる下請契約を締結できる事業者をいいます。本年2月から、金額が増すことになりました。

いわば、特定建設業は、経営規模が比較的大きな事業者となります。藤枝市の場合、1億5千万円以上の工事請負契約などは、議会の議決を付すべき事件となり、この会員でもある会社のお名前も拝見することがあります。

入札法は、いくつかありますが、多くは制限付き一般競争入札でなされ、よくある例では、制限は、志太3市に主たる営業所を有する特定建設業者で、土木の場合は土木一式、建物の場合は建築一式の経営事項審査の評点P点が700や800といった高得点であること、過去に同じような実績を有していることなどがあげられます。

特定建設業でお気を付けていただきたい点ですが、流動比率75%以上という要件があります。過去の事例で、5年に1度の更新期に流動比率75%以下であったため、特定では更新許可がおりず、やむなく一般建設業になってしまったという例もあります。

特定建設業の会社の多くは、事務員さんもおられ、行政への許認可や手続きも会社自身で申請されることが多く、私も含め、行政書士が顧問とする建設業者は、ほとんどが一般建設業です。

建設業の許可ですが、大きな要件として3点あり、まずは、「経營業務の管理責任者」経管（以下「経管」と略称しておりますが、建設業経営に精通した方がいらっしゃることで、法人の場合は、必ず取締役であることが求められます。

2点目が技術力の専任技術者が配置されていることで、こちらは従業員でも構いません。3点目が、資金調達能力が500万円以上となっています。

500万円以下の小工事だけを手がける業者は許可不要となっています。インチキ工事を行い、高額な請求をする詐欺業者などのニュース等が

ありますが、これらは、建設業法の規定を悪用したもので、まことに困ったものと思いますが、被害防止には、建設業の許可業者であるか否かをよく知っていただくことも必要かと考えております。

この許可制度は、建設業は高額な商行為であるため、取引の安全を担保するもので、許可に関わる書類は、原則、公開制となっています。これは、不動産取引の安全を担保する不動産登記法や、法人の内容を知る商業登記と同じような性格かと思えます。

さて、先に申した3つの要件で、非常に苦勞させられるのが、「経管」の建設業に係る5年以上の経営実績の証明です。

工事請負契約書があればそれで済みますが、零細事業者では、ない場合も多く、代わるものとして、請求書や領収書、そして確かな裏付けとなる金銭の授受を記した預貯金の記帳などが求められます。

次に、専任技術者ですが、建築士や建築施工管理技士、土木施工監理技士、管工事施工管理技士といった国家資格者の場合は、その資格証書で済みますが、資格がない場合、10年の実務経験ということで、先の経管と同様、その実務を証明する書類を必要となり、たいへん苦勞する場合があります。

これらはほとんどが新規申請の場合ですが、代替わりなど、代表取締役の交替や、専任技術者の変更などでも同様となっています。

建設業で注意すべき点は、この経管と専任技術者は、1日たりとも欠けてはならないという規定です。

会社法の制定で、今は、取締役1人の会社も少なくありませんで、経管と専任技術者の兼任という事例も多くありますが、危険回避の観点からも、建設業の場合は、私はあまりお薦めしておりません。

代表者(経管)に事故があった場合、代役となる役員があるように、できれば取締役は複数にしたほうが無難と考えております。

## 例会プログラム

| 例会日                  | クラブ行事     | 摘要  |
|----------------------|-----------|-----|
| 5/16(金)<br>第 1596 回  | 会員卓話      | 小杉苑 |
| 5/23(金)<br>第 1597 回  | 会員卓話      | 小杉苑 |
| 5/31-6/1<br>第 1598 回 | 会員親睦旅行    | 立山  |
| 6/6(金)<br>第 1599 回   | 臨時クラブ年次総会 | 理事会 |

### 今週の一言

佐野芳正君



新婚旅行の行先を相談していた時、妻は、子どものころからインドに行きたくて10万円貯金を

していたとのこと。

インド人々の暮らしを目の当たりにして、見聞は私の原体験となりました。

妻の仕事の区切りがつけば、もう一度訪ねます。



## 米山功労者



おめでとうございます！



(担当/鈴木照寛君)